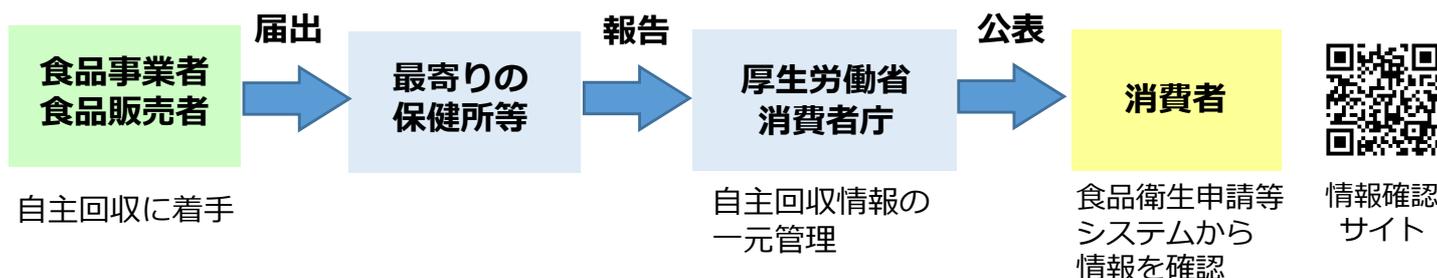


食品等の自主回収情報報告制度

- ◆ 消費者の健康被害防止のため、**令和3年6月1日**から食品等を自主回収した場合、自主回収情報を届け出ることが義務化されます。
- ◆ 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

※大阪府食の安全安心推進条例に基づく自主回収報告制度は廃止されます。

届出から公表までの基本的な流れ



届出方法は？

食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」を利用して、届出を行います。（<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>）



届出サイト

※システムの利用マニュアル、お問合せ先（ヘルプデスク）は厚生労働省のサイトを参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

または、八尾市保健所窓口へ届出書類を提出することも可能です。
届出様式は、令和3年6月以降、八尾市ホームページから入手できます。
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000055639.html>

届出対象は？

次のような食品等（添加物、容器器具包装含む）を自主回収する場合に届出してください。

1 食品衛生法違反または違反のおそれのある食品等

例) 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など加熱せずに食べる食品
シール不良等により、腐敗、変敗した食品、成分規格不適合の食品
ガラス片、プラスチック等などの硬質異物が混入した食品

2 食品表示法違反の食品等

アレルギーや消費期限等の安全性に関係する表示の欠落や誤り

⚠ 次の場合は、保健所への届出は不要です。

- ・当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものではなく、容易に回収できることが明らかな場合
例) 地域の催事で販売された焼きそばが、催事場内での告知等で容易に回収できる場合
- ・消費者が当該食品等を飲食の用に供しないことが明らかな場合
例) 食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合

問合せ先 八尾市保健所保健衛生課 TEL: 072-994-6643